

## 磐梯町農業委員会 9月定例会総会会議録

### 1. 開催日時

日時 令和7年9月19日(金) 午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

### 2. 委員定数

17名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 佐藤 栄祐      4番 金田 未樹      5番 田中 茂

6番 本多 孝幸      8番 鈴木 康正      10番 前田 諭志

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 賢昭      3番 加藤 正己      4番 田部 忠一

### 4. 本日の総会に欠席した委員

委 員                      2番 板橋 恵                      3番 川井 信之

7番 山口 芳徳                      9番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員      1番 卯月 宏次

### 5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

### 7. 会議録

議長

本日、農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 5番 田中 茂 委員

議席 6番 本多 孝幸 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

事務局

私の方から農地パトロール（利用状況調査）関連についてご説明いたします。今年度は8月22日から29日まで5日間現地調査を実施しましてご協力ありがとうございました。これからの事務処理になりますが、農地法第32条、33条に基づきまして、「利用意向調査」を実施いたします。ここで①農地中間管理機構に貸し付ける②自ら買い手又は借り手を見つける③自ら耕作する等の意向確認を10月から12月に実施したいと考えております。次に非農地判断についてですが、農地パトロール（利用状況調査）で非農地と判断された農地の所有者に対して「非農地判断の意向確認」を行います。「非農地」と判断された場合は、農業委員会総会にて非農地判定し、「職権による地目変更登記」について同意を得られた場合は、町税務担当係及び法務局と協議します。最後に所有者等がわからない場合の対応についてですが、農地パトロール（利用状況調査）で把握した「遊休農地」「耕作者が不在又は不在となることが確実な農地」を農地中間管理機構に貸付しようとする場合において、所有者不明農地として農業委員会が所有者の探索を行います。

農地パトロール後の事務は以上になりますので、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんのご協力いただいで進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長

日程第3 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令

和7年9月19日提出。

農地の所在でございますが、1番です。大字〇〇字〇〇〇42-1外1筆、地目は田、農振農用地、2筆面積合計は3,936㎡、権利種別が賃貸借、貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇でございます。転用目的が作業ヤード、仮設迂回道路及び搬入道路でございます。転用理由が、町道磐梯大谷線道路整備事業に伴う作業ヤード、仮設迂回道路及び搬入道路として使用ということでございます。一時転用になりまして、期間は、許可日から令和10年9月30日までの3年間ということですが、こちらは3年前に許可申請をしております、一時転用につきましては最長3年間という規定がありまして、今年の9月30日で許可期間が満了します。工事の進捗につきましては、町、県の工事に係る部分で予算の状況もございまして、工事が遅延しているところでさらに3年間の期間延長で本年10月1日からの3年間の一時転用の許可申請の内容となっております。

次に2番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇36-1、地目は田、農振農用地、面積は274㎡、権利種別が賃貸借で、貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降先ほどの1番と同様となっております。

続いて3番です。農地の所在が、大字〇〇字〇〇11-1外1筆、地目は畑、農振農用地、2筆面積合計は2,650㎡、権利種別が賃貸借で、貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人以降先ほどの1番と同様となっております。

次に4番です。農地の所在が、大字〇〇字〇〇1番、地目は田、農振農用地、面積は737㎡のうち35㎡、権利種別が賃貸借、貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏と〇〇の〇〇〇〇氏の共有名義となっております。借受人以降は先ほどの1番と同様となっております。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。

まず、許可申請書の方をご覧くださいと思います。こちらの申請書は令和7年9月5日に提出いただきまして、同日受付をしております。次ページが、農地の所在地番等になります。こちらについては、先ほど議案の中で説明申し上げた内容となっております。6筆合計面積で6,895㎡となっております。次のページの転用計画についてですが、こちらについても同様の土地造成で6,895㎡となっております。次に資金調達計画ですが、自己資金、地方債、国県支出金となっております。次々のページに貸付人、借受人それぞれに捺印いただいた書類が添付してございます。

次に事業計画書が添付されております。①事業の必要性、②土地の選定理由については、「町道磐梯大谷線道路整備事業」の町道工事に係る部分ということで、今回JRの線路の下をくぐる部分の工事につきましては県代行業業で進めておりまして、ここに係る仮設迂回道路・作業ヤードということになっております。③権利関係の同意についてですが、〇〇〇〇さんの一部利用権、抵当権の設定がございましたので、こちらについては同意が得られているということです。

次に添付書類一覧からご覧いただきたいと思います。まず位置図ですが、場所は〇〇地区から〇〇地区へ向かう町道のJR踏切の周辺部分になります。黒い実線部分が町道計画

路線になっておりまして、JRアンダー部分でボックスカルバートの工事をしているということですが、事業スケジュールついてですが、すでに3年間経過しておりまして、さらに3年間の工事期間が示されております。次に現況写真で仮設道路、作業ヤード、搬入道路が添付されています。次ページからが法務局備え付けの公図の写しで、今回の申請地の地番等の確認をお願いいたします。次に用地実測図でございますが、青く塗られている部分が道路の敷地になる部分で、今回の一時転用に係る部分が赤く塗られているところになります。続いて、登記簿謄本が添付されておりますので地番、所有者等確認いただきたいと思います。次に予算関係の資料、抵当権解除証明書が添付されております。最終ページに農地区分判断図が添付されておりまして、第1種農地であると判断して今回一時転用の許可申請がされているということでご確認をいただきたいと思っております。

以上 農地法第5条許可申請の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

5番 田中 茂 委員

9月10日に県担当者、町建設課、事務局と私で現況確認をしてみました。

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおり、3年前に許可申請しまして今回期間延長するために再度申請することになったということでもあります。なお、再申請になった理由としましては、工事は順調であります、県、JR、建設業者含めて調整が難しい問題があったようで、期間内には終わらないということです。今回の地権者は5名で承諾を得ているということで、今案件について特に問題はないと思われまますので、十分にご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

1番 佐藤 栄祐 委員

本工事が遅れているということでしたが、地権者の方には十分な説明はされていて、同意を得た上で一時転用の許可申請をされていると思っております。

事務局

一時転用については最長3年間までしか認められないということですので、3年前におきましても3年間で工事が完了するという見通しが無い中で許可をいただいております、今回あらためて3年間延長するわけですが、今の進捗状況としましては申請が3年後

の9月30日までの期間ですが、後片付け、残工事含めて令和10年度末くらいまでの見通しということですので、進捗状況によっては3年後に半年間くらいの期間延長もあるのかと見ております。以上になります。

議長

他に質問意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見ないようですので、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、10月17日を予定しておりますので日程の調整をお願いいたします。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

次に、2. 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について 事務局に説明を求めます。

事務局

2. 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討についてですが、8月定例総会で協議いただきましたところですが、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんからご意見ありませんでしたので、これについて、町から(一社)福島県農業会議に対して、意見なしということで回答したいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

事務局

1点ございます。令和7年度磐梯町農業委員会視察研修についてです。

研修への参加報告ありがとうございました。参加集約したところ8名の参加ということになりましたので報告いたします。視察研修の行程につきましても若干の変更がございましたのでタブレットの資料でご確認いただきたいと思います。1日目は現時点で変更ありません。2日目が滋賀県ヤンマーパワーテクノロジー(株)びわ工場とヤンマーミュージアムの見学を行うことに変更しておりますのでご覧ください。宿泊先については、奈良県内のビジネスホテルを予定しております。それに伴い、3日目最終日の行程表が変更となっておりますのでご確認お願い致します。

以上 よろしくお願いたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前9時30分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和7年9月19日

議長(会長)

署名人

署名人